

令和7年度鹿児島県ホームページ広告掲載募集要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)（以下「県HP」という。）への広告掲載に係る募集について必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類、規格等）

第2条 県HPにおける広告の種類、枠数、規格などの仕様及び広告掲載料については、別紙に掲げるものとする。

（広告の内容等）

第3条 県HPへの広告は、次に掲げるものについては掲載しない。なお、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

- （1） 要綱第3条第1項各号及び鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）第2各号に定める広告の内容のもの
- （2） 要綱第3条第2項各号及び第3項各号に定める広告主に係るもの
- （3） その他県HPへの広告として適当でないと知事が認めるもの

（広告掲載希望者の募集）

第4条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、県HPにより公募するものとする。

- 2 広告掲載希望者は直接応募ができるほか、事業を受託する者（以下「広告取扱業者」という。）を通じて応募することができる。
- 3 募集は、1枠単位で募集するものとする。

（広告の表示期間）

第5条 広告を表示する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告表示の申込みがあった場合は、その表示期間を複数月とすることができる。

（申込み）

第6条 第4条の募集に対する申込みは、鹿児島県ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（決定）

第7条 知事は、第4条の募集に対し応募があったときは、申込みの内容が、要綱及び表示基準並びにこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告の中で、掲載期間が長いものから優先して決定し、広告枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

3 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

（契約の締結）

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、鹿児島県ホームページ広告事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。この場合、広告掲載希望者が広告取扱業者を通じて申し込んだ場合は、広告取扱業者と契約を締結するものとする。

（広告の作成及び提出）

第9条 広告は、広告掲載者又は広告取扱業者が作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告掲載者又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告掲載者又は広告取扱業者は、作成した広告を原則として掲載開始日の2週間前までに、電子メール（電子メールアドレス：h-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp）またはCD-Rで、広報課報道企画係に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により提出された広告の内容等が第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

（広告掲載者等の責務）

第10条 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の内容及び指定したリンク先のホームページの内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者又は広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、鹿児島県と広告掲載者又は広告取扱業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月17日から施行する。

(別紙)

鹿児島県ホームページ広告の仕様、広告掲載料

1 広告の種類

バナー広告

2 広告の枠数

10 枠 (1 広告主につき 1 枠とする)

3 広告の位置

通常版トップページ、事業者向けページの最下部に 2 段 5 列

※ アクセスの都度、表示される位置がランダムに変わります。

※ 契約状況によって、段数及び 1 段に表示する列数は変わります。

4 広告掲載料

30,600 円 (税込 / 1 枠・月額)

5 広告の規格

(1) 大きさ 高さ 60 ピクセル・幅 180 ピクセル (1 枠)

(2) 形式 GIF, JPEG

(3) データ容量 8KB 以下 (1 枠)

(4) アニメーション 使用しない

(5) 解像度 72dpi

(6) 画像の ALT 属性テキスト

① 「広告：」で始めること。

② 広告主の企業名・団体名を含めること。

③ 「広告：」と企業名・団体名を除き全半角問わず 30 文字以内。

④ 機種依存文字、半角カタカナ等一部の文字は使用できない。

6 広告の禁止表現

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの

(例) 「閉じる」、「キャンセル」、「×」等の表現

「警告」、「注意」等のアラートマーク等の表現

ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの

リンク先がソフトウェア等のダウンロード画面である 等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス

下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等

(3) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの

- (例)「職員採用情報」等，県ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現
- (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

7 その他

- (1) 県ホームページへの掲載（表示）は県が行うものとする。
- (2) 広告画像，リンク先等を変更する場合には，原則として掲載開始日の2週間前までに広報課へ提出し，県の承認を受けること。
- (3) 広告は，原則として，広告掲載開始日の午前0時から午前1時までに掲載し，広告掲載終了日の翌日午前0時から午前1時までに削除するものとする。
- (4) 携帯端末からの閲覧や，ユーザーのブラウザ設定等の環境によっては，広告が正しく表示されない場合がある。
- (5) 定期メンテナンスや臨時メンテナンスで県ホームページの公開を停止する場合がある。